

(第1条関係)寒川町町税条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(制定附則)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～8 (略)</p> <p>(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>9 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(制定附則)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～8 (略)</p> <p>(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>9 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>

11 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。

(1)～(3) (略)

(4) 法附則第15条第32項第1号イからホまでに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の2

(5) 法附則第15条第32項第2号イ及びロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 4分の3

(6) 法附則第15条第32項第3号イ、ロ及びハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1

(7) 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合 3分の1

(8) 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合 3分の2

(9) 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合 零

(10) (略)

(軽自動車税の税率の特例)

12 法附則第30条第1項

_____に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第29条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

(個人の町民税の税率の特例等)

13 (略)

(平成29年度分の軽自動車税の税率の特

11 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。

(1)～(3) (略)

(4) 法附則第15条第33項第1号イからホまでに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の2

(5) 法附則第15条第33項第2号イ及びロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 4分の3

(6) 法附則第15条第33項第3号イ、ロ及びハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1

(7) 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合 3分の1

(8) 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合 3分の2

(9) 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合 零

(10) (略)

(軽自動車税の税率の特例)

12 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(第14項において「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する令和元年度分

_____の軽自動車税に係る第29条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

(個人の町民税の税率の特例等)

13 (略)

(削る)

例)

14 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車について、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、当該各号に定める表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

(1) 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車

第29条第2号 ア(イ)	3,900円	1,000円
第29条第2号 ア(ウ)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

(2) 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次号において同じ。)

第29条第2号 ア(イ)	3,900円	2,000円
第29条第2号 ア(ウ)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

(3) 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(前号の規定の適用を受けるものを除く。)

第29条第2号 ア(イ)	3,900円	3,000円
第29条第2号 ア(ウ)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(平成 30 年度分及び令和元年度分の軽自動車税の税率の特例)

15 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この項において「初回車両番号指定」という。)を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、当該各号に掲げる軽自動車の区分に応じ、当該各号に掲げる表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

(1) 法附則第30条第6項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車前項第1号の表

(加える)

(2) 法附則第30条第7項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次号において同じ。

) 前項第2号の表

(加える)

(3) 法附則第30条第8項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(前号の規定の適用を受けるものを除く

(平成 30 年度分及び令和元年度分の軽自動車税の税率の特例)

14 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この項において「初回車両番号指定」という。)を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、当該各号に掲げる軽自動車の区分に応じ、当該各号に掲げる表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

(1) 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車

第29条第2号 ア(イ)	3,900円	1,000円
第29条第2号 ア(ウ)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

(2) 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次号において同じ。

第29条第2号 ア(イ)	3,900円	2,000円
第29条第2号 ア(ウ)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

(3) 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(前号の規定の適用を受けるものを除く

。) 前項第3号の表
(加える)

～略～

。)

第29条第2号 ア(イ)	3,900円	3,000円
第29条第2号 ア(ウ)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

～略～

(第2条関係)寒川町町税条例新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
(制定附則)	(制定附則)
附則	附則
1～11 (略)	1～11 (略)
(種別割の税率の特例)	(種別割の税率の特例)
12 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定 _____ を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後年度分の種別割に係る第29条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	12 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(第14項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後年度分の種別割に係る第29条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
(略)	(略)
13 (略)	13 (略)
(平成30年度分及び令和元年度分の軽自動車税の税率の特例)	(令和2年度分及び令和3年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例)
14 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この項において「初回車両番号指定」という。)を受	14 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月

けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、当該各号に掲げる軽自動車の区分に応じ、当該各号に掲げる表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

(1) 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車

第29条第2号 ア(イ)	3,900円	1,000円
第29条第2号 ア(ウ)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

(2) 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次号において同じ。)

第29条第2号 ア(イ)	3,900円	2,000円
第29条第2号 ア(ウ)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

(3) 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(前号の規定の適用を受けるものを除く。)

第29条第2号 ア(イ)	3,900円	3,000円
第29条第2号 ア(ウ)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該各号に掲げる軽自動車の区分に応じ、当該各号に掲げる表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

(1) 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ))a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ))b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

(2) 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次号において同じ。)

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ))a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ))b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

(3) 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(前号の規定の適用を受けるものを除く。)

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ))a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ))b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(第3条関係)寒川町町税条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(制定附則)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～11 (略)</p> <p>(種別割の税率の特例)</p> <p>12 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(第14項 _____において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後年度分の種別割に係る第29条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">(略)</div> <p>13・14 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(加える)</u></p> <p><u>15～21</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(制定附則)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～11 (略)</p> <p>(種別割の税率の特例)</p> <p>12 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(第14項及び第15項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後年度分の種別割に係る第29条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">(略)</div> <p>13・14 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(令和4年度分及び令和5年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例)</u></p> <p><u>15 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車</u> <u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該軽自動車</u> <u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、前項第1号の表の左欄</u> <u>に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p><u>16～22</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>

(第4条関係)寒川町町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(寒川町町税条例の一部改正)</p> <p>第1条 寒川町町税条例(昭和60年寒川町条例第16号)の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>附則第12項の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同項中「<u>初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による</u>」を「<u>最初の法第444条第3項に規定する</u>」</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>附則に次の7項を加える。</p> <p>(環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>16 <u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第6条から第8条までの規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p> <p>(環境性能割の税率の特例)</p> <p>17 <u>営業用の3輪以上の軽自動車に対する第27条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	<p>(寒川町町税条例の一部改正)</p> <p>第1条 寒川町町税条例(昭和60年寒川町条例第16号)の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>附則第12項の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同項中「<u>平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(第14項において「初回車両番号指定」という。)</u>を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する令和元年度分」を「<u>法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後年度分</u>」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>附則に次の8項を加える。</p> <p>(環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>15 <u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第6条から第8条までの規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p> <p>(環境性能割の税率の特例)</p> <p>16 <u>営業用の3輪以上の軽自動車に対する第27条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

18 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第27条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(環境性能割の申告納付の特例)

19 第27条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「神奈川県知事」とする。

(環境性能割の減免の特例)

20 町長は、当分の間、第27条の6の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を減免する。

(環境性能割の課税免除の特例)

21 町長は、当分の間、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

22 町は、神奈川県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として神奈川県に交付する。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

17 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第27条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

18 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第27条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(環境性能割の申告納付の特例)

19 第27条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「神奈川県知事」とする。

(環境性能割の減免の特例)

20 町長は、当分の間、第27条の6の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を減免する。

(環境性能割の課税免除の特例)

21 町長は、当分の間、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

22 町は、神奈川県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として神奈川県に交付する。

～略～

～略～

(改正附則)

現行	改正案
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(1) 第2条の規定 令和元年10月1日</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(2) 第3条の規定 令和3年4月1日</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(固定資産税に関する経過措置)</u></p> <p>2 <u>第1条の規定による改正後の寒川町町税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(軽自動車税に関する経過措置)</u></p> <p>3 <u>新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和元年度の年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</u></p> <p>4 <u>第2条の規定による改正後の寒川町町税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。</u></p> <p>5 <u>第3条の規定による改正後の寒川町町税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</u></p>